

## 利用規約

### 第1章 総則

#### 第1条（適用関係）

1. プロテクトメンバー・サービス利用規約（以下「本利用規約」といいます。）は、日本瓦斯株式会社（以下「当社」といいます。）が運営、提供する「プロテクトメンバー・サービス」について、次の各号に掲げるサービスの利用等に関して適用されます（以下各号に掲げるサービスの詳細は、第2章から第8章において定めるものとし、以下総称して「本サービス」といいます。）。なお、本サービスの一部は、本サービスの共同運営会社である当社の業務委託先（以下「本件業務委託先」といいます。）を通じて提供されるものとします。
  - ① ガス機器10年保証サービス
  - ② 駆けつけサービス
  - ③ 健康アシストサービス
  - ④ コンシェルジュサービス
  - ⑤ プレミア優待サービス
  - ⑥ あんしん警報器サービス（オプションサービスに加入した会員のみ）
2. 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規程（以下「諸規程」といいます。）を設けることがあります。それらの諸規程は本利用規約の一部を構成するものとし、本利用規約に定める内容と異なる場合、諸規程の内容が優先します。
3. 「本件業務委託先」は、株式会社アクトコールです。
4. 第2条第1項に定めるサービス対象会員は、本利用規約を本サービスの利用契約の内容とすることに同意したうえで、本サービスに申込みものとし、第5条第1項の定めに従い本サービスの利用契約が成立したときに本利用規約が本サービスの利用契約の内容となるものとします。
5. 当社はサービス対象会員と本サービスの利用契約を締結したうえで本サービスを提供するものとします。

## 第 2 条（定義）

1. 「サービス対象会員」とは、本サービスの提供の対象とする会員をいい、当社がガスを供給する需要家のうち、この利用規約に同意のうえ当社所定の加入申込手続きを行い、当社がこれを承諾した者をいいます。
2. 「サービス対象物件」とは、サービス対象会員が居住する物件をいいます。（業務用の建物は除きます。）
3. 「ガス消費機器」とは、一般財団法人日本ガス機器検査協会が行う JIA 認証を受けた家庭用ガス機器のうち、対象品目「調理機器」（ガスコンロ、ガスオーブン、ガス炊飯器）、「温水機器」（ガス給湯器、ガス小型湯沸かし器）、「暖房機器」（ガスファンヒーター、FF 式ヒーター、ガストーブ）をいいます。※OEM 製品も対象となります。（ただし、カセットガスコンロ、業務用機器は除きます。また、当社の供給エリアにおいて、メーカー修理が対応可能なガス消費機器のみとします。）

## 第 3 条（本サービスの利用）

1. 本利用規約に定めるところに従い、本サービスを利用することができる者（以下「利用者」といいます。）は、前条第 1 項に定義するサービス対象会員、およびその同居人とします。
2. サービス対象会員は、同居人による本サービスの利用に際して、これらの者に本利用規約及び諸規程の定めを遵守させる義務を負うものとします。

## 第 4 条（有効期間）

1. 本サービスの開始日は、お申込み月の翌々月 1 日とします。
2. 本サービスの有効期間は、サービス開始日以降は毎月自動的に更新されます。ただし、サービス対象会員から退会の申し出があった場合は、本サービスの提供は終了するものとします。  
※退会のお申し出が 26 日以降の場合、退会が翌月扱いとなります。

## 第 5 条（本サービスのお申込みの承諾）

1. 本サービスの利用契約は、お申込者からのお申込みを当社が承諾し、会員登録が完了した時点で成立します。
2. 当社は、次の各号の場合には、入会のお申込みを承諾しないことがあります。
  - ① お申込みの際の必要登録事項の申告に、虚偽の記載、不備があったとき。
  - ② 過去にお申込者が利用規約の違反等により本サービスの全部または一部の利用を停止され、あるいは会員登録を抹消されたことがあったとき。

- ③ お申込み受付時点で、ガスが閉栓していたとき。
- ④ その他、当社がお申込みを承諾できないと判断したとき。

## 第 6 条（本サービスの利用プラン及び利用料金）

1. 本サービスの利用プラン（以下「利用プラン」といいます。）及び月額利用料金（以下「月額利用料金」といいます。）並びに本サービスにおいて利用できるサービスは、以下のとおりとします。

プラン名	本サービス	月額利用料金
基本サービス	① ガス機器 10 年保証サービス ② 駆けつけサービス ③ 健康アシストサービス ④ コンシェルジュサービス ⑤ プレミア優待サービス	5 サービスセットで 550 円/月(税込)
オプションサービス	⑥ あんしん警報器サービス	サービス毎に 550 円/月(税込)

2. 基本サービスの月額利用料金は、サービス開始日の属する月から発生いたします。
3. オプションサービスの月額利用料金は、お申込み月の翌々月から発生いたします。
4. 本サービスは月額利用料金制のため、退会の場合には料金の日割り計算はいたしません。

## 第 7 条（会員等情報の変更）

1. サービス対象会員は、連絡先や同居人等の情報（以下「会員等情報」といいます。）に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに変更手続きをとるものとします。
2. 会員等情報の不備、変更手続きの不履行や遅延等により利用者が不利益を被ったとしても当社はいかなる責任も負いません。

## 第 8 条（利用資格の取消し）

1. 利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は利用者の承諾なく利用資格を取り消すことができるものとします。
  - ① 本利用規約又は諸規程の定めに違反した場合

- ② 不要な問合せや悪質ないたずら等で本サービスの業務に支障をきたした場合
- ③ 暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」といいます。）または反社会的勢力等と関係を有する場合
- ④ その他当社が利用者として不適切とみなした場合

## 第9条（個人情報）

1. 当社は、本サービスの利用等を通じて知り得た利用者の個人情報（以下「利用者の個人情報」といいます。）について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 利用者は、利用者の氏名、住所、メールアドレス、連絡先電話番号等、本サービスの提供に必要な利用者の個人情報を本件業務委託先に提供することにつき、あらかじめこれに同意するものとします。
3. 利用者は、利用者の個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
  - ① 利用者より依頼を受けた各種サービスを当該利用者に提供するため
  - ② 本サービスの運営上必要な事項を利用者に知らせるため
  - ③ 本サービスその他当社が提供する商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
  - ④ 本サービスの利用状況や利用者の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
  - ⑤ 関連サービスや商品の情報を提供するため
4. 当社は、本サービスの提供に関する業務を第三者に委託することがあります。この場合、当社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に利用者の個人情報を取り扱わせることがあり、利用者はあらかじめこれに同意するものとします。
5. 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は利用者の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。
  - ① 個人又は公共の安全を守るために緊急の必要がある場合
  - ② 裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が必要とされる場合
  - ③ 当社が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合

## 第 10 条（規約の追加変更）

1. 当社は、本利用規約を利用者の利益に適合する場合または本利用規約の目的に反しない場合に、変更することがあります。この場合、利用者は、料金その他提供条件において変更後の規約の適用を受けることに合意するものとします。変更例は以下のとおりとなりますが、これらに限られません。

（変更例）

- ・ 新サービスの追加
  - ・ 現在のサービスの廃止
  - ・ 違法または不法行為を防止するための禁止事項の追加
  - ・ 違法または不当行為を防止するための権利の制限
  - ・ サービスの品質を維持するための料金の増加
2. 当社は、本利用規約を変更する場合、検針票、当社ホームページその他の方法において、本利用規約を変更する旨、変更後の内容及びその効力発生時期等を周知するものとします。
  3. 本利用規約と諸規程の内容が異なる場合には、諸規程が優先します。

## 第 11 条（免責）

1. 当社は、本サービスの運営に関して故意又は重大な過失がない限り、利用者に対して損害賠償義務を負わないものとします。

## 第 2 章 ガス機器 10 年保証サービス

### 第 12 条（ガス機器 10 年保証サービスの内容）

1. 利用者は、サービス対象物件について、当社指定の専用フリーダイヤルを利用して、24 時間受付・9 時～17 時訪問対応のサービスを受けることができます。
2. 当社は、サービス対象会員もしくはサービス対象物件が賃貸用住宅の場合は建物のオーナーが所有し、サービス対象会員が実際に生活に使用するサービス対象物件に所在のガス消費機器を対象に、「ガス機器 10 年保証サービス」会員規程に基づく 10 年保証サービスを提供します。

## 第3章 駆けつけサービス

### 第13条（駆けつけサービスの内容）

1. 利用者は、サービス対象物件について、次の各号のトラブルが生じた場合、当社指定の専用フリーダイヤルを利用して、24時間365日、トラブル解決を図るための情報提供又は緊急駆けつけ対応のサービス（以下「緊急駆けつけ」といいます。）を受けることができます。
  - ① カギの紛失・故障等、カギのトラブル（ただし、特殊構造の鍵については、開錠できない場合があります。）
  - ② 水廻りのトラブル
  - ③ ガラスのトラブル
  - ④ 電気設備のトラブル（建物に付随している設備を対象とし、家電製品は対象外となります。）
2. 前項の緊急駆けつけ対応時には、利用者の立会いが必要となります。なお、前項第1号のトラブルについては、利用者の本人確認を行ったうえで対応させていただきます。

### 第14条（利用料金）

1. 利用者は、緊急駆けつけ対応（応急処置）を無料で受けることができます。ただし、利用者は、第1号の場合には超過作業代金を負担し、第2号ないし第5号の場合には別途実費等を負担することがあります。
  - ① 作業時間が30分を超過した場合の超過作業代金（10分超過するごとに1,650円（税込））
  - ② 緊急駆けつけ対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金
  - ③ 利用者が本体交換を希望する場合の代金
  - ④ 利用者の責に帰すべき事由により、緊急駆けつけ作業員（以下「作業員」といいます。）到着後に緊急駆けつけ対応がキャンセルになった場合のキャンセル料（6,050円（税込））
  - ⑤ その他前各号に関連し、当社の責に帰すべき事由によらず前各号以外の実費等が発生した場合
2. 利用者は、本サービスの対象に含まれない事項についても、作業員と協議のうえ別途有料でサービスを受けられる場合があります。
3. 緊急駆けつけ対応ではトラブルを解決できない場合又は二次被害の発生が予想される場合、利用者は当社と協議のうえ別途有料でサービスを依頼することができます。

4. 当社は、前3項の場合の利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、利用者はこれを承諾するものとします。利用者は、当社の指定する第三者の発行する請求書に基づき、振込等で利用料金等を支払うものとします。

## 第15条（除外事項）

1. 次の各号の場合は緊急駆けつけの対象外とします。
  - ① 建物共有設備におけるトラブル
  - ② 玄関ドア以外のカギのトラブル
  - ③ 午後11時以降翌日午前9時までの時間帯における破壊による開錠
  - ④ 家電製品等に関するトラブル
  - ⑤ 引渡日当初からの故障に関するトラブル
  - ⑥ 地震等の天災や火災、暴動等の非常事態におけるトラブル
  - ⑦ 緊急駆けつけ及びトラブル解決のために、サービス対象物件の管理組合等の許可等が必要な場合において、当該許可等がとれない場合
  - ⑧ その他当社が不適切と判断した場合

## 第4章 健康アシストサービス

### 第16条（健康アシストサービスの内容）

1. 利用者は、健康・医療・介護・育児等の生活上の問題について、医療機関、行政機関窓口等の紹介その他の相談を受けられる健康アシストサービスを月に3回まで無料で利用することができます。なお、このサービスは当社及び本件業務委託先が治療・診察行為を行うものではなく、また当社及び本件業務委託先が直接トラブル解決を図るものではありません。

## 第5章 コンシェルジュサービス

### 第17条（コンシェルジュサービスの内容）

1. 利用者は、本件業務委託先が提携する企業（以下「本件業務提携先」といいます。）から、所定の方法により、コンシェルジュサービスを受けることができます（サービスによっては別途費用が生じる場合があります。）。当社は、これらのサービスの提供に関して利用者とは本件業務提携先の間には生じる紛争について、責任を負わないものとします。ただし、

当社の責に帰すべき事由により、当該紛争が生じた場合は、当社は責任をもって解決に努めるものとします。

2. コンシェルジュサービスの一部を利用できない地域があります。
3. コンシェルジュサービスの内容、価格、利用方法などは、当社が別途利用者に対して提示するパンフレット等に従うものとします。

## 第 6 章 プレミア優待サービス

### 第 18 条（プレミア優待サービスの内容）

1. プレミア優待サービスは、本件業務委託先の提携企業が提供する会員限定優待サービスです。
2. 利用者は、プレミア優待サービス専用ホームページに掲載されている宿泊施設やレジャー施設、ショッピング、グルメ、エステ、育児施設等を優待価格で利用することができます。

### 第 19 条（プレミア優待サービスの利用）

1. 利用者は、プレミア優待サービスの利用に際し、プレミア優待サービスの専用ホームページに記載されたプレミア優待サービス会員規約をよく読み、同意した上でこれを利用するものとします。
2. 利用者は、専用ログイン ID 及びパスワードでプレミア優待サービスの専用ホームページにログインすることにより、優待サービスを利用することができます。

### 第 20 条（プレミア優待サービスの変更・休止等）

1. プレミア優待サービスは、本件業務委託先の提携企業の事情等により、やむを得ず、利用者の承諾又は利用者への事前の通知なく、優待サービスの全部若しくは一部の変更又は休止をすることがあります。

## 第 7 章 あんしん警報器サービス

### 第 21 条（あんしん警報器サービスの内容）

1. 当社は、オプションサービスに加入したサービス対象会員のみに、「あんしん警報器サービス」会員規程に基づく見守り警報器サービスを提供します。

## 第 8 章 雑則

## 第 22 条（解除）

1. 当社は、サービス対象会員が本利用規約または諸規程に定める条項に違反し、当社が当該サービス対象会員に対し催告したにもかかわらず 14 日以内に当該違反が是正されないときは、直ちに本契約を解除することができます。

## 第 23 条（合意管轄）

1. 本利用規約または諸規程に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 附 則

第 1 条 この規約は、令和 3 年 3 月 31 日から施行します。

### 「ガス機器 10 年保証サービス」 会員規程

## 第 1 条（保証提供者による保証）

1. 本規程は、サービス対象会員もしくはサービス対象物件が賃貸用住宅の場合は建物のオーナーが所有し、サービス対象会員が実際に生活に使用するサービス対象物件に所在のガス消費機器につき、第 4 条に定める保証期間中に故障が発生した場合、対象機器の使用者の請求により、メーカー保証書に記載されている内容に関する事項および以下の条項に基づいて提供する無料修理サービス（以下「修理サービス」といいます。）の内容を定めるものです。
2. 前項の故障とは、対象機器を構成する部品そのものの不具合による機能の一部または全部の停止を指します。

## 第 2 条（保証の対象となる機器および故障）

「ガス機器 10 年保証サービス」においては、ガス消費機器が保証期間中に取扱説明書および本体貼付ラベル等の注意書に従った正常な使用状態において発生した自然故障が保証の対象となります。

## 第 3 条（修理の依頼方法）

サービス対象会員は、プロテクトメンバー・サービス専用のコールセンターにお客様番号を通知して、修理サービスを依頼するものとします。なお、コールセンター以外を通じて修理を依頼された場合は保証の対象とならない場合があります。

## 第4条（保証期間）

保証期間は、お申込み月の翌々月1日を保証開始日として、新品及び中古の対象機器は製造後10年経過時に終了します。ただし、対象機器がメーカー保証を有する場合は、メーカー保証が優先します。

## 第5条（保証限度額）

1. 本保証による保証限度額は、修理1回あたり11万円（税込）とします。
2. 1回の修理サービス費用が対象機器の同一機種または同等品との交換費用を超える場合、または修理部品が無く修理が不可能な場合は、11万円以内（税込）の同種のガス消費機器を提供することにより、修理サービスを提供したものとみなします。

## 第6条（保証の対象外となる事由・原因・費用）

1. 対象機器の故障が、次の各号に定める事由・原因に関するものについては、保証期間中であっても保証の対象となりません。
  - (1) 配管回りの漏れ、詰まり、破損
  - (2) 地震・噴火・津波・地盤変動・地盤沈下・風害・水害・その他天災ならびにガス害・塩害・公害
  - (3) 火災・落雷・破裂・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由
  - (4) 動植物による対象機器への侵入・誤作動・損傷・変質・変色・その他類似事由
  - (5) 住宅または住宅関連設備の設計・工事・管理にかかる不良・不具合
  - (6) 対象機器の物理的な移動・落下によって生じた故障または損傷
  - (7) 対象機器の取り付けにかかる配線・配管工事の不良または対象機器の据え付け不良
  - (8) 対象機器に追加で取り付けることが可能な部品・装置の故障または損傷、もしくは当該追加部品・装置に起因した対象機器の故障または損傷
  - (9) 消耗品（電池、フィルター類、パッキン等メーカーの定める消耗品をいい、消耗する部位や潤滑油等も含まれます）の消耗・劣化または純正品以外の使用に起因する故障
  - (10) 対象機器の機能および使用の際に影響のない損害（外観の相違を含みます）

- (11) 対象機器のメーカーの責に起因する故障または損傷（リコール対象商品等）
  - (12) 対象機器の通常使用に支障のない部分で経年劣化の範囲内の事象（サビ・汚れなど）
  - (13) 対象機器が日本国外に持ち出された場合の日本国外からの修理依頼
  - (14) その他前各号に類似する事由
2. 次の各号に定める使用・管理が行われた場合は、当該使用・管理と対象機器の故障との因果関係の有無に関わらず、保証の対象となりません。

(1) 対象機器に対し、電圧・周波数等メーカーが定める方法以外による電源を使用した場合

(2) 対象機器に対し、水道法に規程された水質基準に適合した水以外の水（井戸水、温泉水、地下水等）を使用した場合

(3) 取扱説明書に禁止または要注意事項として記載された方法で使用した場合

(4) 書面によるメーカーの承諾（取扱説明書の記載中にて承諾されたものを含みます）を得ずに、対象機器に対する改造・修理が行われた場合

(5) 対象機器が不適當な設置状態に置かれていた場合

(6) 法令に基づく点検の際に、不適合と判定された住宅設備について修理または交換をしなかった場合

(7) 前各号の使用・管理が行われたと合理的に推測される場合

3. 次の各号に定める費用は、保証の対象とならず、原則として対象機器の所有者の負担となります。

(1) 修理費用の一部または全部が消耗品の交換である場合における当該消耗品の購入・修理・取り付け・撤去に要する費用

(2) 対象機器本体以外の機器・付属品の修理・取り付け・撤去に要する費用

(3) 対象機器を修理するにあたり必要となった壁、床、天井または構成材等の取り壊しと修復にかかる費用

(4) 対象機器についてメーカーがリコール宣言を行った後に、リコールの原因となった部位にかかる購入・修理・取り付け・撤去に要する費用

(5) 火災保険、動産総合保険等、保険契約による保険金により支払われるべき費用または既に支払われた費用

(6) サービス対象会員からの修理依頼が虚偽であった場合の出張または修理にかかる全ての費用

(7) その他前各号に類似する費用

## 第7条（故障による間接損害）

- 次の各号の損害等については保証の対象となりません。
  - (1) 対象機器の故障または損傷に起因して他の財物に生じた故障もしくは損傷等の損害
  - (2) 対象機器が故障または損傷し、対象機器およびその他の財物の使用が阻害されたことによって生じた損害
  - (3) 対象機器の故障または損傷に起因して生じた身体障害（傷害に起因する死亡および経済的または精神的損失を含みます）

## 第8条（保証の終了）

- 次の各号に定める事由が発生した場合は、保証は終了します。
  - (1) 対象機器の譲渡
  - (2) 対象機器の廃棄

## 第9条（規程の変更）

当社は、本規程を利用者の利益に適合する場合または本規程の目的に反しない場合に、変更することがあります。この場合、利用者は、料金その他提供条件において変更後の規程の適用を受けることに合意するものとします。変更例は以下のとおりとなりますが、これらに限られません。

（変更例）

- ・ 新サービスの追加
  - ・ 現在のサービスの廃止
  - ・ 違法または不法行為を防止するための禁止事項の追加
  - ・ 違法または不当行為を防止するための権利の制限
  - ・ サービスの品質を維持するための料金の増加
- 重要な変更を行うときは、事前にサービス対象会員に変更内容を通知いたします。

## 第1条（目的）

- 本規程は、当社が提供する「あんしん警報器サービス」の利用等に関する事項を定めることを目的とします。

## 第2条（利用上の注意点）

1. あんしん警報器サービスは、「プロテクトメンバー・サービス」の基本サービスに加入された方のみが申し込めるサービスです。  
※オプションサービスだけでの加入はできません。  
※基本サービスだけに加入された方が、途中でオプションサービスに追加加入する事はできません。
2. あんしん警報器サービスに加入された場合、期間中、当社はサービス対象物件にガス漏れ警報器1台、火災・CO警報器1台・火災警報器3台を設置いたします。
3. 警報器は当社に所有権があります。従って第三者への譲渡、転貸など、当社の所有権を害する恐れのある行為はお断りいたします。
4. 警報器の設置位置をご自分で変更することは絶対に避けて下さい。設置位置変更を希望される場合は、当社までご連絡下さい。この場合、これにかかる費用を負担していただくことがあります。
5. あんしん警報器サービスが終了または解約された場合、原則として設置した警報器を取り外して回収いたします。
6. 期間中、サービス対象会員に次の一つにでも該当する事由が生じたときは、当社はあんしん警報器サービスを解約させていただきます。
  - ① 警報器が滅失・毀損し、もしくは紛失した場合
  - ② ガス供給契約が解約された場合
  - ③ 月額利用料金の支払期日後5日を経過してもお支払が無い場合であって、書面による催促にもかかわらず催告を受けた日から20日以内にお支払が無い場合
7. 前条件以外でサービス対象会員にやむを得ない理由がある場合は中途解約ができます。この場合、当社は解約日の属する月の料金をいただきます。警報器は当社にて回収させていただきます。

## 第 3 条（月額利用料金）

1. あんしん警報器サービスはオプションサービスとなりますので、基本サービス利用料金とは別枠で、月額 550 円（税込）の利用料金がかかります。
2. 上記料金は、ガス料金、基本サービス利用料金と同時にお支払いいただきます。
3. オプションサービスの月額利用料金は、お申込み月の翌々月から発生いたします。

## 第 4 条（規程の変更）

当社は、本規程を利用者の利益に適合する場合または本規程の目的に反しない場合に、変更することがあります。この場合、利用者は、料金その他提供条件において変更後の規程の適用を受けることに合意するものとします。変更例は以下のとおりとなりますが、これらに限られません。

（変更例）

- ・ 新サービスの追加
  - ・ 現在のサービスの廃止
  - ・ 違法または不法行為を防止するための禁止事項の追加
  - ・ 違法または不当行為を防止するための権利の制限
  - ・ サービスの品質を維持するための料金の増加
- 重要な変更を行うときは、事前にサービス対象会員に変更内容を通知いたします。

## 「大きなお世話+生活家電保証」ご利用条件・注意事項

- ニチガスグループのガスをご使用の方に限ります。
- 家電修理サービスは動産総合保険（商品付帯契約方式）です。
- サービス開始日はお申込み受付日の翌々月1日0時からとなります。
- 解約のお申し出日が26日以降の場合、退会が翌月扱いになります。解約返戻金はございません。
- 加入者は機器所有者であり、賃貸等オーナー様所有の機器修理の場合はオーナー様の同意が必要です。
- サービス対象項目は部品代・作業料・出張料・技術費等。
- サービス対象外項目はリサイクル代金・廃棄処分費・原状回復費用等
- 住まい診断訪問サービスは会員価格 54,450 円（税込）で中古一戸建て住宅検査サービスが受けられます。

建物状況調査に準拠した検査と報告書を提出致します。

住まい診断訪問サービスをご利用出来ない地域があります。

## 免責事項

- 火災保険等にて適用となる事由を原因とする故障・不具合。
- 故障の原因が特定できなかった場合の出張料。
- 単純な消耗品交換・点検業務・定期メンテナンス業務にかかる費用。
- 修理限度額を超過する部分の修理費用。
- 機器故障に起因する身体障害、他の財物の故障・破損・使用不能損害費用等。
- 建物本体・建具にかかる補償（ガタツキ・雨水侵入等）
- 修理実施後1年以内に発生した同一機器の同一部位に関する修理・工事。
- 地震・落雷時の装置リセット。
- フィルター・ランプ球の交換。
- 汚れに対する清掃。
- 虫・動物等の侵入。
- 触媒の充填。

2021年 3月 31日

お客様各位

日本瓦斯株式会社

「大きなお世話 家電4点+ガス機器10年保証サービス」

重要事項のご説明

この度は、弊社の「大きなお世話 家電4点+ガス機器10年保証サービス（以下、「本サービス」といいます。）」にご加入いただき誠にありがとうございます。

本サービスのご契約にあたり、下記の本重要事項およびご利用規約を必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

記

I. 重要事項説明

1. ご利用条件等

(1) 本サービスのご加入できる対象者

弊社ニチガスグループのガスをご使用の方に限るものとします。

なお、ご加入者は機器所有者であり、賃貸等オーナー様が所有する機器修理の場合にはオーナー様の同意が必要となりますので、ご注意ください。

(2) 保険商品

本サービスは、動産総合保険（商品付帯契約方式）です。

(3) 本サービスの開始日（保証開始日）

本サービスの開始日は、弊社所定の方法でお客様からお申込をいただいた日（利用規約第4条の規定をご参照ください。）の翌々月1日午前0時からとなります。

(4) 本サービスの解約返戻金

本サービスに関する解約返戻金は発生しません。

なお、お客様からの本サービスの解約お申し出日が26日以降の場合、退会が翌月扱いになります。

(5) 加入証の発行

ご契約後、本サービスの保証概要（加入証番号、保証開始日、保証期間、支払限度額）、ご契約の概要およびご利用規約等に関する加入証を発行いたします。

大切に保管くださいますようお願いいたします。

## 2. 保証対象機器

お客様が所有する以下の家電製品（部品代・作業費・出張費・技術費等を含まれるものとし、リサイクル費・廃棄処分費・原状回復費用等は除きます。）とします。ただし、修理のご依頼時点で「製造又は購入日から10年以内」のものとしします。

- (1) ルームエアコン（全館空調システムは除きます）
- (2) 冷蔵庫(200L 未満は除きます)
- (3) 洗濯機（乾燥機単体は除きます）
- (4) 液晶テレビ、プラズマテレビ

## 3. お支払する保険金等

### (1) 損害保険金

次の算式による保険金をお支払いします。ただし、保険金額又は保険価額（再調達価額）のいずれか低い額を限度とします。

$$\text{損害保険金} = \text{損害の額（再調達価額）} - \text{他の保険契約等（※）から支払われた保険金・共済金の合計}$$

※この保険契約の保険の対象の全部もしくは一部に対して支払責任が同じである他の保険契約又は共済契約をいいます。

### (2) 残存物取片付け費用保険金

事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取り片づけに必要な費用をお支払いします。

ただし、損害保険金の10%に相当する額が限度となります。

## 4. 保証の対象となる主な場合

取扱説明書や注意書に従って、正常に使用したにも関わらず、対象製品に生じた電氣的・機械的事故（故障）でかつ対象製品のメーカー保証の規定にて保証対象となる故障が対象となります。なお、メーカー保証期間内に発生した自然故障は、本サービスの対象となりません。

※お客様が加入している火災保険・販売会社による延長保証サービス等で保証される場合は、他の保険又は他のサービスが優先されます。

## 5. 保証の対象とならない主な場合（免責事項）

次のいずれかに該当すると弊社が判断した場合、本サービスの提供は受けられません。

- (1) お客様の故意、重大な過失、機器の説明書等に従わないこと、又は法令違反に起因する場合
- (2) お客様と同居する者およびお客様の親族の故意、重大な過失、機器の説明書等に従わないこと、又は法令違反に起因する場合
- (3) 盗難・紛失による損害（盗難・紛失に基づく不正利用等がされた場合の損害を含みます。）
- (4) 破損、水没、水濡れ、落雷、火災、又は地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する場合（火災保険等の適用となる事由を原因とする故障・不具合を含みます。）

- (5) 自然消耗、経年劣化、汚れ、サビ、カビ、腐敗、変質・変色、電池の液漏れ、虫・動物等の混入、触媒の充填その他類似の事由に起因する故障の場合
- (6) 擦り傷、汚れ、しみ、焦げ、ドット抜け等、本体機能に直接関係のない外形上の損傷の場合又は通常の使用に支障をきたさない範囲の動作の不具合の場合（ガタツキ・雨水侵入等の建物本体・建具にかかる保証を含みます。）
- (7) 本サービスのサービス提供期間開始日以前に生じた機器故障、本サービスに関する契約が終了した日の翌日以降に生じた機器故障、本サービスを解約した月の翌月以降に本サービスの提供の請求をした場合、お客様の申告する故障・障害を弊社が確認できない場合又は機器が業務利用されている場合
- (8) 機器の本サービスの対象となる故障以外の損害、附属的損害又は間接的損害
- (9) ご購入日、メーカー・型番の確認の取れない機器の場合
- (10) 付属品・バッテリー等の消耗品、又はソフトウェア・データ破損・周辺機器等の故障の場合（機器・装置のリセット作業、コンピュータウィルス、データ損失による故障を含みます。）
- (11) 弊社に登録されているお客様住所と出張修理の際に指定された住所が異なる場合（お客様が弊社へお客様住所の変更を通知し、当該変更するお客様住所と一致する場合は除きます。）
- (12) 他の保証・保険制度等により損害の回復等が可能な場合（修理限度額を超過する部分の修理費用、メーカー保証、第三者の提供する延長保証・損害保険制度を含みます。）
- (13) 修理実施後1年以内に発生した同一機器の同一部位に関する修理・工事の場合
- (14) 交換機提供時の故障機器の引取り費用（故障の原因が特定できなかった場合における出張費用、単純な消耗品交換・点検業務・定期メンテナンス業務にかかる費用、機器故障に起因する身体障害、他の財物の故障・破損・使用不能損害費用を含みます。）
- (15) 保証機器の製造メーカー又は販売元が定める免責事項
- (16) その他、本サービスの対象外となる事象が生じた場合

## 6. 本サービスのご利用上の注意事項等

### (1) 修理のご依頼にあたってのご注意

修理のご依頼にあたって、①データバックアップ、②アクセサリ等の付属品の取り外し、をお願いします。また、出張修理の際、修理対象機器周辺に作業スペースを確保してください。なお、お客様にてそれらのご対応を怠り、本サービスの提供ができない場合に発生する諸費用（送料・出張費用・検証費用等）はお客様の負担となりますので、ご注意ください。

### (2) 修理のキャンセルおよび対象機器の返還請求について

お客様は、有償修理の場合などに、弊社による本サービスの提供中止を求めることができます。ただし、以下の事項について、予めご留意ください。

- ① お客様とコールセンターとの間で確定した出張修理日時に、お客様が不在で本サービスの提供が困難な場合には、出張費用はお客様の負担となり、弊社よりお客様に対して後日請求させていただきたく場合があります。
- ② 引取修理の場合、お客様は、弊社へ発送した故障のある対象機器の返還請求をすることができます。お客様が、当該返還請求をした場合、その返送に係る送料および検証費用（見積料金）はお客様の負担となり、未修理返却機器の返送時に代金引換にて請求することとします。

(3) 本サービス提供のみなし完了

弊社は、お客様に対象機器を返送した日から14日以内にお客様が受領しない場合、弊社は、当該お客様へ修理サービス又は交換品提供サービスの提供を完了したものとみなします。なお、お客様が受領しないことから、弊社に返送された機器は、返送された日から30日間お客様は所有権を放棄したものとし、弊社が処分できるものとします。

## II. 大きなお世話 家電4点+ガス機器10年保証サービス規約

(目的)

第1条 大きなお世話 家電4点+ガス機器10年保証サービス規約（以下、「本規約」といいます。）は、お客様および日本瓦斯株式会社（以下、「弊社」といいます。）との間で、弊社とサービス提供会社である日本リビング保証株式会社（以下、「サービス提供会社」といいます。）が連帯して提供する家電修理サービス（以下、「本サービス」といいます。）に関する契約の細目について定めることを目的とします。なお、本規約には、本サービスのご利用に際しての重要事項の各規定を構成されるものとします。

(定義)

第2条 本規約において、次に定める用語は、それぞれ以下の定義によります。

(1) 本サービス

お客様が所有している対象機器（以下、本条の「定義」をご参照ください。）に対象事故が生じた場合に、保証限度額の範囲にて無償で修理・交換作業を提供するサービスをいいます。

なお、本サービスは、保険契約者を弊社が業務を委託するサービス提供会社（日本リビング保証株式会社）とし、被保険者をお客様とするサービス付帯型動産総合保険契約に基づき提供します。

(2) お客様

弊社宛に本サービスのお申込みを行い、弊社がこれを承諾し、弊社所定の手続きを完了した者をいいます。

(3) 本サービス契約

本規約に基づき弊社お客様との間に締結される、本サービスの提供に関する契約をいいます。

(4) 対象事故

加入証および重要事項に記載のとおりです。

(5) 対象機器

加入証および重要事項に記載のとおりです。

ただし、以下の条件がございますのでご確認ください。

※購入日は、メーカー保証書に記載の購入日もしくは領収書に記載されている日付とします。

購入日が証明できない場合や中古機器を購入した場合は、製造日を購入日とします。また、購入日も製造日も不明な場合は、有償修理となります。

(本サービスの契約の締結)

第3条 本サービスの契約は、次の各号のいずれかの方法により成立します。

- (1) お客様が所定の方法により弊社に対して申し込み、弊社が承諾すること
- (2) 保証書に記載される事業者がお客様に代わって弊社に申し込み、弊社が承諾すること

(契約期間およびサービス提供期間)

第4条 本サービスの提供期間は、本サービスお申込み月の翌々月1日（保証開始日）から本サービス契約が終了するまでとします。

- 2 前項の定めに関わらず、当該期間満了3か月前までにお客様による別段の意思表示がないときは、更に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

(本サービス利用料金等)

第5条 本サービスの利用料金（以下、「利用料金」といいます。）は、1世帯あたり月額880円（税込）とし、課金開始は、本サービスお申込み月の翌々月1日からとなります。

- 2 お客様は、本サービスのサービス提供期間の開始月から本サービス契約の終了日までの期間について、利用料金を支払うものとします。
- 3 法令改正に伴う消費税等の税率変更がされた場合、新税率施行日の属する月の料金から、新たな税率を適用した料金をお支払いいただくものとします。
- 4 本サービスの支払方法および支払条件は、別途指定する弊社所定の方法等によります。

(第三者への委託)

第6条 弊社、本サービスに関する業務の一部又は全部を、お客様の事前の承諾、又はお客様への通知を行うことなく、任意の第三者に委託できるものとします。

(お客様からの解約)

第7条 本サービスのお客様がサービス契約を解約しようとするときは、次の各号に定めるとおりとします。

なお、お客様よりサービス契約の解約の申請がない場合は、本サービス契約を自動的に更新するものとします。

(1) お客様は、本サービス契約を解約しようとするときは、弊社所定の方法によりその旨を弊社に通知するものとします。

(2) 本条による解約の場合、解約お申し出日が26日以降の場合、解約が翌月扱いとなります。

2 前項に基づく解約による本サービスに関する解約返戻金は発生しません。

(お客様情報の変更)

第8条 お申込み時におけるお客様情報(住所、氏名、電話番号その他)に変更が生じた場合には、速やかに弊社にご通知ください。

(本サービスの終了)

第9条 次の各号に定める事由に該当した場合、本サービスは、自動的に終了するものとします。

(1) お客様が、弊社との「ガス供給契約」を解約した場合

(2) 対象機器を譲渡、廃棄、消滅又は取り壊された場合

2 次の各号に定める事由に該当した場合には、弊社は、何らの催告を要せずして本サービスを終了することができます。

(1) お客様が、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋・社会運動等標榜ゴロ・特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者又は暴力的要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為その他これらに準ずる行為を行う者をいいます。以下、同様とします。)である場合又は反社会的勢力と関係を有している場合

(2) お客様が、本規約又は重要事項の定め違反した場合

(3) その他、本サービスを継続しがたい事情が発生した場合

(本規約の変更)

第10条 当社は、本規約を利用者の利益に適合する場合または本規約の目的に反しない場合に、変更することがあります。この場合、利用者は、料金その他提供条件において変更後の規約の適用を受けることに合意するものとします。変更例は以下のとおりとなりますが、これらに限られません。

(変更例)

- ・ 新サービスの追加
  - ・ 現在のサービスの廃止
  - ・ 違法または不法行為を防止するための禁止事項の追加
  - ・ 違法または不当行為を防止するための権利の制限
  - ・ サービスの品質を維持するための料金の増加
2. 当社は、本規約を変更する場合、検針票、当社ホームページその他の方法において、本規約を変更する旨、変更後の内容及びその効力発生時期等を周知するものとします。
3. 本規約および重要事項以外の本サービスに関わる規程および通知等は、本規約の一部を構成するものとしますが、本規約とそれらの内容とが異なる場合は、本規約および重要事項が優先して適用されます。

(本サービスの終了)

第11条 弊社は、弊社の都合により、本サービスの全部又は一部のサービス提供を終了する場合があります。

この場合、事前にお客様に対してその旨を弊社所定の方法で通知するものとします。

(お客様情報の取り扱い)

第12条 弊社は個人情報保護法その他関連法令を遵守し、本サービス契約の成立にあたって取得したお客様の個人情報を適切に取り扱います。

2 お客様情報の利用目的については、次の各号に定めるとおりとします。弊社は、本サービス契約に従って、本サービスをお客様にご利用いただくにあたり、各種の申込みの受付等の機会に、弊社が直接又は弊社委託先を通じて、口頭、書面、電磁的記録媒体、その他の方法によって、お客様の個人情報（お客様の氏名、住所、電話番号その他）を取得します。なお、弊社は次の各号に定める目的業を円滑に達成するため、口座振替先の金融機関、情報処理会社、協力会社（メーカーサービス店、工事会社、運輸会社、保安会社等）等に業務の一部を委託することがあります。その際、弊社からの業務委託先に必要な範囲でお客様情報の取扱いに関する業務を委託することがあります。この場合、弊社は、業務委託先との間で取扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。

(1) 本サービスの履行、本サービス料金の請求、各種お問い合わせの対応等

- (2) アンケート等の各種調査・モニター・データ集積等
- (3) 営業員の営業活動の品質向上およびお客様のお申し出内容の確認
- (4) その他前(1)ないし(3)に付随する業務の実施

3 お客様情報の共同利用については、以下に定めるとおりとします。

○利用する情報の項目

お客様の氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス・世帯に関する情報・契約に関する情報・エネルギー供給設備（供給設備等に関する図面および建築建物の情報を含む）・保有機器・機器販売（リース・レンタル等含む）・施行・修理（修理内容・結果・故障原因）、その他これらに付随するサービス

○利用する者の範囲

（株）雲の宇宙船、日本瓦斯運輸整備（株）、日本瓦斯指定工事会社、日本瓦斯開発業務協力会社、エネルギー機器等製造者・販売者、本サービス提供会社（日本リビング保証株式会社）および対象機器の製造者・販売者、業務提携契約を締結した業者

○利用目的

エネルギー機器等の安全性・品質向上のための情報収集、販売（リース・レンタル等を含む）、保証期間内修理その他の修理、配送業務、保安活動を円滑に遂行するため、

○管理について責任を有する者

弊社（日本瓦斯株式会社）

4 弊社の個人情報保護方針は、<https://www.nichigas.co.jp/privacy/>をご参照ください。

（合意管轄等）

第13条 本サービスに関連してお客様と弊社との間で問題が生じた場合には、相互に誠意をもって協議のうえ、円満に解決するものとします。

2 前項の協議によっても解決を図ることができず、やむなく訴訟による場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（適用関係）

第14条 大きなお世話 家電4点+ガス機器10年保証サービス規約（本規約）に定めのない事項については、プロテクトメンバー・サービス利用規約（本利用規約）の定めが適用されるものとします。

（本規約の適用）

第15条 本規約は、2021年3月31日から有効とし、適用します。

2 0 2 1 年 3 月 3 1 日 制 定

以上